

1 市民意見公募の実施状況と結果について

(1) 公表した案

「立川市第2次自転車活用推進計画素案」

(2) 案の公表場所

市ホームページ、企画政策課窓口、立川市役所1階ロビー総合案内・3階市政情報コーナー、窓口サービスセンター、女性総合センター、子ども未来センター、たましんRISURUホール（市民会館）、連絡所、学習館、学習等供用施設、図書館、交通企画課窓口

(3) 意見提出期間

令和7年4月1日～令和7年4月21日

(4) 結果

ア 提出者数 3名

郵送	ファックス	Eメール	HPフォーム	来所
0名	0名	0名	3名	0名

イ 意見の件数 3件

序章 自転車を活用する メリット	第1章 計画策定の趣旨	第2章 自転車を取り巻く 現状と課題	第3章 自転車活用推進 に関する方針及び 施策	第4章 計画の推進	資料編	その他
0件	0件	0件	3件	0件	0件	0件

ウ 市の回答結果

意見を反映するもの	市の考え方を説明するもの	その他
0件	3件	0件

※1名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに件数をカウントしています。

2 意見と市の考え方について

(1) 意見を反映するもの (0件)

整理番号	該当箇所	意見	市の考え方

(2) 市の考え方を説明するもの (3件)

整理番号	該当箇所	意見	市の考え方
1	第3章	自転車の活用を推進する計画自体は素晴らしいと思いますが、計画にもあるような安全対策をより進める必要があると感じています。以下3点コメントいたします。 1、例えば、「自転車は車道」という原則がありながらも、立川通りの立川立体のところは車の交通量が極めて多く、車道に自転車が通行するスペースがないことから、ほぼ全ての自転車が歩道を走っています。ここは摺鉢状で線路下に向かって両側から坂になって下っているので、スピードを落とさない自転車がが多く、特に子供を連れて歩いているときに危ない目に遭ったことが何回もあります。 2、朝は学生だけでなく、子供を乗せた自転車ですら猛スピードで駆け降りてくるので、環境整備と合わせて子育て世代に対する安全意識向上活動も重要だと思います。同様の事例で、本来自	1「自転車は車道が原則」ですが、一定の条件のもと、やむを得ず歩道を走らなければならないことがあります。しかし歩道は歩行者が優先であるため、歩行者が安心して通行できる環境づくり・交通マナーの周知に努めてまいります。 2 自転車ナビマーク・自転車ナビラインの走行環境整備と併せて、子育て世代も含め交通ルール等の周知啓発を行ってまいります。 3 いただいたご意見を参考に、啓発活動の主体である交通管理者と連携し、計画的な対応に努めてまいります。

		<p>転車は車道側の信号に従うはずなのですが、例えば競輪場入口の交差点は、歩行者側が全て青になるタイミングで自転車も容赦なく突っ込んできます(これは曙橋交差点も同様です)。こういった交通ルールが車側に従うといった意識づけも大事ではないでしょうか。 3、先日、駅西側の線路を潜る地下道で安全啓発活動が行われたようですが、これを駅東側の歩行者専用地下道でも実施してほしいです。この地下道には車両通行止めの標識があり、自転車に乗ったまま地下道を通ることは交通違反になるはずですが、それにもかかわらず、取り締まりが行われている様子はなく、マナーが良くなる様子もありません。Uberなどの宅配サービスの自転車が猛スピードで駆け抜ける様子にも遭遇するので、早く安心して通れる地下道に整備いただきたいです。</p>	
2	第3章	<p>立川駅の南口に駐輪場を借り、毎朝夕、主に羽衣中央通りを使い、国立市西地区まで自転車にて通勤をしております。毎日自転車で通行して感じることは、羽衣町周辺には自転車ナビラインが非常に少ない事です。そのため、自転車で右側通行(逆走)をしているケースが散見されます。啓発活動及び事故防止の観点からも、ナビラインの設置を早急をお願いいたします。 また、この南武線・西国立駅北側の踏切付近から錦町方面に向かう狭い一方通行道路(羽衣中央通り)を、軽貨物自動車等が抜け道として、自転車・歩行者を蹴散らすようにエンジンを吹かしながら暴走しているシーンに遭遇し、恐怖を感じる事がよくあります。できることなら朝夕は車両を通行規制したり、視覚的に狭く感じるようなペインティングをして減速を促すような工</p>	<p>ご指摘の場所も含め、立川市全体として、交通事故防止に効果的な自転車ナビマーク・自転車ナビラインや道路標示の計画的な整備に努めてまいります。また、いただいたご意見を参考に、交通安全啓発活動の主体である交通管理者と連携し、計画的な対応に努めてまいります。</p>

		夫を要望いたします。	
3	第3章	自転車専用通行帯について 自転車は車道左側通行が原則で、自転車通行帯は（国立の大学通りのような）車道の左脇に一方通行とすることが望ましく、国営公園西通り線等の自転車通行帯や一部路線の自転車通行可能な歩道における両側とも対面通行可の措置は、これ以外の場所における右側通行・方向無関係の歩道走行が許されるという考えにつながっており、大変危険。歩道、自転車通行帯に関わらず、車道左側を一方通行に統一すべき。	ご指摘のとおり自転車専用通行帯には様々な通行形態がありますが、いずれもその道路に適した規制が適用されたものです。市ではいただいたご意見を参考に、自転車利用に関する交通ルールやマナーの周知、適正な道路環境の整備に努めてまいります。

(3) その他（参考意見として庁内で共有するもの）（0件）

整理番号	意見
/	